

イチからわかる 住宅の省エネ適判申請

～申請書の書き方と質疑の多いポイントを解説～



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

本日のテーマ

- ・ 省エネ基準の適合が必要な建築物について
- ・ 計画書の書き方とポイント
- ・ 設計内容説明書の書き方とポイント
- ・ 必要な申請図書の一例



省エネ基準への適合が必要な建築物について

2階以上200m²超

省エネ基準に適合しているかの審査が必要



可能であれば仕様基準での適合がおすすめ



仕様基準が不可の場合

省エネ適判(もしくは設計住宅性能評価等)

たすき掛けでの申請も可能

たすき掛けルート

外皮・一次エネのうち一方を
標準計算、もう一方を仕様基準
で行う申請

設備が原因で仕様基準の適合が
不可の場合、

外皮→仕様基準
一次エネ→標準計算

のような申請が可能



計画書の書き方と ポイント

計画書【第一面】

様式第一（第三条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

計画書

年 月 日

一般財団法人 宮城県建築住宅センター 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は名称

代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。
この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

* 日付

本申請日を入力



事前相談日(申請図書提出日)
でもOK!

* 提出者・設計者

第二面と整合(提出者→建築主)



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

計画書【第二面】

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】

各項目、確認申請と
整合させて入力

2.代理者

確認申請と変わっていてもOK
(質疑にて確認する場合あり)

3.その他の設計者

入力無しでもOK



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

計画書【第二面(つづき)】

(第二面) つづき			
【イ. 資格】	()	建築士	() 登録 第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】			
	()	建築士事務所	() 知事登録 第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【4. 確認の申請】			
☐ 申請済	(		)
☐ 未申請	(		)
【5. 備考】			
○○○新築工事			

4.確認の申請

- ・ 申請済or未申請にチェック
- ・ 申請先・申請先所在地を入力

ex:

(一財)宮城県建築住宅センター 宮城県仙台市

5.備考

建築物の名称を入力



計画書【第三面】

各項目、確認申請と
整合させて入力

省エネ適判は
棟ごとの申請
であることに注意

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】

【2. 敷地面積】 m^2

【3. 建築面積】 m^2

【4. 延べ面積】 m^2

【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階

【6. 建築物の用途】 ☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物

【7. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築

【8. 構造】 造 一部 造

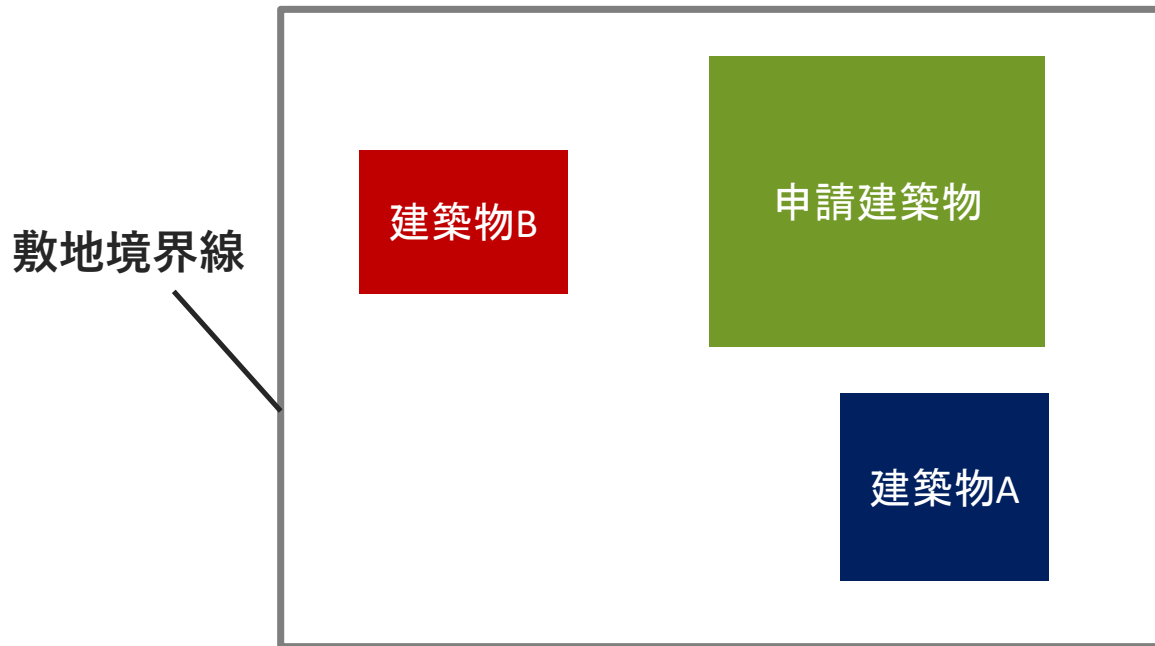
【9. 該当する地域の区分】 地域

【10. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【11. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【12. 備考】

計画書【第三面-3欄,4欄】



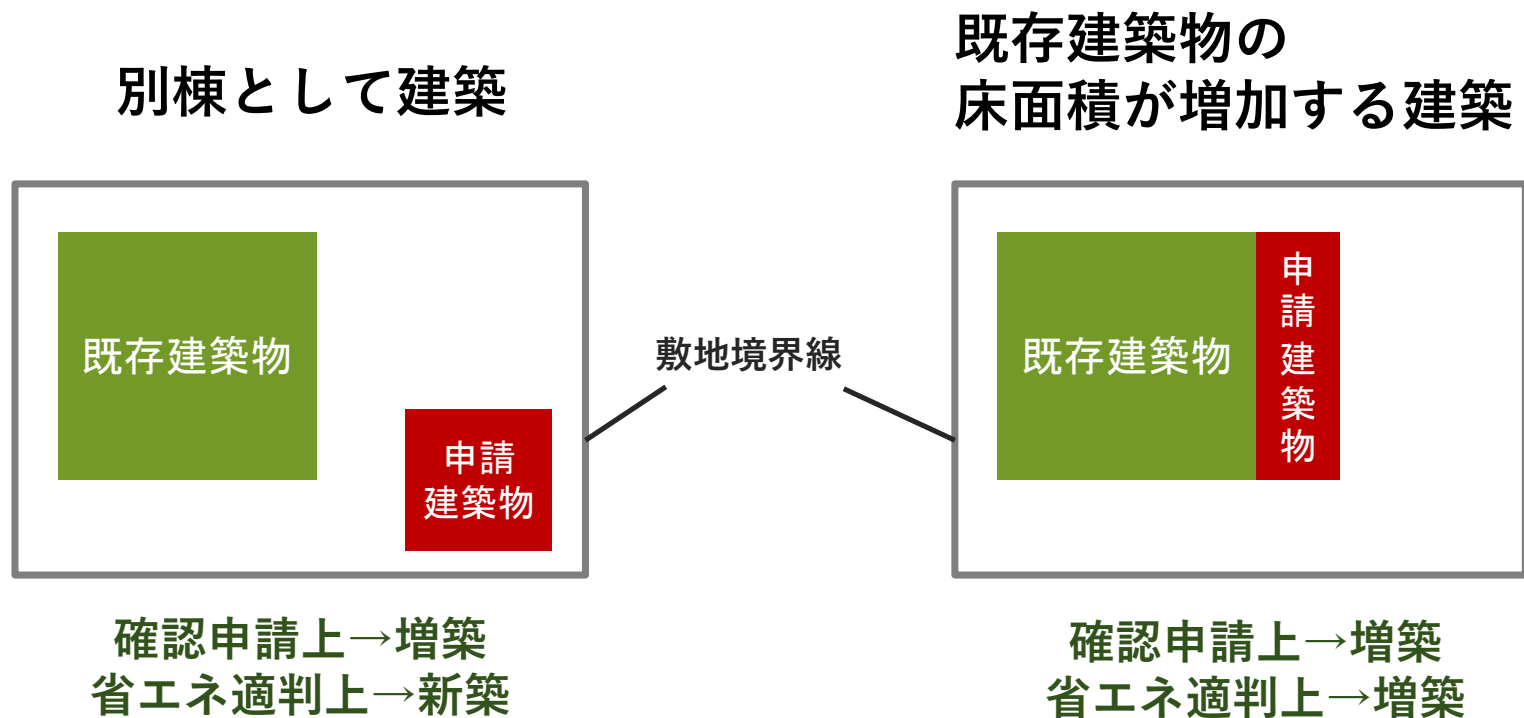
3.建築面積 4.床面積

建築物A,Bを除いた
申請建物のみについて入力

- ・ 確認申請では敷地内すべての建築物を含んだ面積のため注意
- ・ 建築物A、建築物Bにも省エネ適判が必要な場合は別途申請



7.工事種別



計画書【第四面】

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】

【2. 建築物の住戸の数】

	建築物全体	戸	
【3. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m^2)	(m^2)	(m^2)
【ロ. 増築】	全体 (m^2)	(m^2)	(m^2)
	増築部分 (m^2)	(m^2)	(m^2)
【ハ. 改築】	全体 (m^2)	(m^2)	(m^2)
	改築部分 (m^2)	(m^2)	(m^2)

【4. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()
 (BEIの基準値)

- ☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
 BEI ()
 (BEIの基準値)

- ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
 外皮平均熱貫流率 $W/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準値 $W/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

1.非住宅部分の用途

住宅の場合は入力不要

2.建築物の住戸の数

共同住宅、複合建築物の場合のみ入力

(戸建ての併用住宅を含む)

3.建築物の床面積

イ・ロ・ハのうち当てはまる工事種別に入力(基準法上の床面積)

共同住宅、複合建築物の場合のみ入力



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

計画書【第四面】

●該当の項目にチェック・計算値を入力

【ロ. 一戸建ての住宅】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書きの規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()

標準計算

仕様基準

標準計算

仕様基準



計画書【第四面】

●以下の箇所の値を計画書へ入力

2. 判定

適用する基準			一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]		判定結果
			設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	78.8	85.4	達成
		H28年4月現存		91.8	達成
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	R04年10月以降	78.8	72.6	非達成
		R04年10月現存		85.4	達成
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	R04年10月以降	78.8	72.6	非達成
		R04年10月現存		79.0	達成
	低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準		78.8	53.3	非達成

一次エネルギー消費量の値は小数点以下一位未満の端数を切り上げているため、「1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等」の(6)の合計と一致しないことがあります。
気候風土適応住宅の判定は建築物エネルギー消費性能基準の値で読み替えてください。

基準一次エネルギー
設計一次エネルギー

3. BEI

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]		BEI
		設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	57.5	64.2	0.90
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	57.5		0.90
	特定建築主基準	57.5		0.90
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	57.5		0.90

BEI計算時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量除きます。建築物エネルギー消費性能誘導基準にはPVによる削減効果を除外して評価します。
気候風土適応住宅のBEIは建築物エネルギー消費性能基準の値で読み替えてください。

BEI



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

計画書【第四面】

- 共同住宅などの場合も一戸建て同様、該当の項目にチェック・計算値を入力

【ハ. 共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (☐ 第1号 ☐ 第2号)

基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

住戸+共用部
住戸のみ
全住戸合計の値を入力



計画書【第五面】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m^2

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ (基準値 $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$)
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

設計一次エネルギー消費量 $\text{GJ}/\text{年}$

BEI (

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

共同住宅・
住戸のある複合建築物
の場合のみ作成

住戸ごとに作成
(ex: 6住戸であれば6枚作成、添付)



五面の内容をまとめた
集約様式の使用がおすすめ



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

計画書【集約様式】

住戸に関する事項（共同住宅等集約版）（参考様式）

① 住戸部分（標準計算）

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専用部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					(外壁、窓等通しての熱の損失の防止に関する事項)			(一次エネルギー消費量に関する事項)			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
			[階]	[㎡]	[W/㎡・K]	[－]		[GJ/年]	[GJ/年]	[MJ/年]	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											

建築物に関する事項（集約版）（参考様式）

【1. 非住宅部分の用途】	()	()	()
【2. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸	
【3. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ、新築】	(㎡)	(㎡)	(㎡)
【ロ、増築】	全体 (㎡)	(㎡)	(㎡)
	増築部分 (㎡)	(㎡)	(㎡)
【ハ、改築】	全体 (㎡)	(㎡)	(㎡)
	改築部分 (㎡)	(㎡)	(㎡)
【4. 建築物のエネルギー消費性能】	(建築物の種類) ☐ 【イ、非住宅建築物】 ☐ 【ロ、一戸建ての住宅】 ☐ 【ハ、共同住宅等】 ☐ 【ニ、複合建築物】 (適用した基準) ・非住宅部分 ☐ ・基準省令第1条第1項第1号イの基準（標準入力法） ☐ ・基準省令第1条第1項第1号ロの基準（モデル建物法） ☐ ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・住宅部分 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準（標準計算） ☐ ・基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準（仕様基準） ☐ ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ ・基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準（標準計算） ☐ ・基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準（仕様基準） ☐ ・国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ・基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ()		
一次エネルギー消費量集計表			
非住宅部分のBEI	設計一次エネ	基準一次エネ	BEI
基準値 ()	[GJ/年]	[GJ/年]	
① 住戸部分合計	0.0	0.0	
② 住宅共用部			
③ 非住宅部分			
合計 (①～③)	0.0	0.0	
外皮性能集計表			
外皮基準適合戸数	戸		
外皮基準値	基準U _A 値 ()	基準η _{AC} 値 ()	
外皮設計値	設計U _A 値 (0.00)	～ (0.00)	
	設計η _{AC} 値 (0.0)	～ (0.0)	

計画書【別紙】

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱材の施工法】 ☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱
☐ 充填断熱 ☐ 外張断熱 ☐ 内張断熱

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【断熱性能】 ☐ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)
☐ 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

仕様基準で適合させた 場合のみ添付

- ・ 外皮で仕様基準を用いた場合
(1)を入力
- ・ 一次エネで仕様基準を用いた場合
(2)を入力

※みやすまオンライン上での作成が
できないため注意



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

A solid green horizontal bar spanning the width of the slide, positioned at the top.

設計内容説明書の 書き方とポイント

設計内容説明書

各項目、図面・計算書と
整合させて入力

設計内容説明書【住宅】

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者の氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄		記載図書	設計内容 確認欄
		項目	設計内容		
建築物の概要	建築物に関する事項	建築物の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等、複合建築物の住戸 ☐ (別表に記載)	☐ 概要書 ☐ 面積表	☐ 通
		地域区分	・建設地の地域区分 () 地域	☐	
		階数	・地上 () 階、地下 () 階	☐	
		延べ面積	・延べ面積 () m ² ・判定対象計算部分の床面積 () m ²	☐	

住戸番号

【外皮に関する事項】

建築物の概要	計算条件	適用する計算方法	☐ 標準計算 ☐ 仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 ☐ その他		☐ 通
躯体の外皮性能等	性能基準等	外皮平均熱貫流率	外皮平均熱貫流率 (U _A) 設計値 (エネルギー消費性能計算プログラムの出力表による) 基準値 () [W/m ² K]	☐ 計算書 ☐ 仕様書 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 透視図	☐ 通
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC}) 設計値 (エネルギー消費性能計算プログラムの出力表による) 基準値 (-)	☐	
	仕様基準	基準の選択	☐ 仕様基準 ☐ 誘導仕様基準	☐ 仕様書 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 透視図	

【一次エネルギー消費量に関する事項】

建築物の概要	計算条件	適用する計算方法	☐ 標準計算 ☐ 仕様基準 ☐ 誘導仕様基準 ☐ その他		☐ 通
基本事項		計算対象床面積	☐ エネルギー消費性能計算プログラムの出力表による	☐ 平面図 ☐ 求積図	☐ 通
一次エネルギー消費量		計算結果等	☐ 性能基準に適合 ☐ エネルギー消費性能計算プログラムの出力表による ☐ 仕様基準 (住宅部分)	☐ 計算書 ☐ 仕様書 ☐	☐ 通

記載図書欄
※入力漏れ注意

設計内容確認欄
※センター入力欄
(記入不要)



一般財団法人
宮城県建築住宅センター

設計内容説明書

●間違いやすいポイント延べ面積の記入について

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
建物等の概要	建築物に関する事項	建築物の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等、複合建築物の住戸 ☐ (別表に記載)	☐ 概要書 ☐ 面積表	☐ 適
		地域の区分	・建設地の地域の区分 () 地域	☐	
		階数	・地上 () 階、地下 () 階	☐	
		延べ面積	・延べ面積 () m ² ・判定対象計算部分の床面積 () m ²		

計画書,三面,4欄の
床面積を入力

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅タイプの名称(建て方)	〇〇〇〇邸(戸建住宅)			
(2)入力責任者	テスト			
(3)住戸の評価方法	住戸全体を対象に評価する			
(4)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計
	29.81m ²	51.34m ²	38.93m ²	120.08m ²
(5)地域の区分/年間の日射地域区分	5地域 *****			

数値を整合
※延べ面積と
異なる場合も
多いため注意



必要な申請図書の一例

申請書類〈一例〉

申請用書類

- ・ 計画書
- ・ 設計内容説明書
- ・ 委任状 兼 同意書

計算書

- ・ 拾い図
- ・ 部位U値計算書
- ・ 外皮・ η 値計算書
- ・ 一次エネルギー計算書

意匠図一式

- ・ 案内図(付近見取図)
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ (矩計図)
- ・ (基礎伏図)

等

根拠資料等

- ・ 設備機器一覧表
- ・ 断熱材、開口部、
設備性能の根拠
となる資料
(カタログ等)
- ・ (連絡票)



申請書類〈一例〉

申請用書類

- ・ 計画書
- ・ 設計内容説明書
- ・ 委任状 兼 同意書

計算書

- ・ 拾い図
- ・ 部位U値計算書
- ・ 外皮・ η 値計算書
- ・ 一次エネルギー計算書

ver.2.0(2021)

部位U値計算シート<部位>の熱貫流率【木造用】

概算計算式（面積比率法）による部位熱貫流率-1

仕舞番号	部位の名称		熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$
	一部	一部	
1	外壁	基礎	
2	屋根	床	
3	窓	ドア	
4	換気設備	給排水設備	
5	空調設備	照明設備	
6	給湯設備	給電設備	
7	給排水設備	給電設備	
8	給電設備	給排水設備	
9	給電設備	給排水設備	
10	給電設備	給排水設備	
11	給電設備	給排水設備	
12	給電設備	給排水設備	
13	給電設備	給排水設備	
14	給電設備	給排水設備	
15	給電設備	給排水設備	
16	給電設備	給排水設備	
17	給電設備	給排水設備	
18	給電設備	給排水設備	
19	給電設備	給排水設備	
20	給電設備	給排水設備	
21	給電設備	給排水設備	
22	給電設備	給排水設備	
23	給電設備	給排水設備	
24	給電設備	給排水設備	
25	給電設備	給排水設備	
26	給電設備	給排水設備	
27	給電設備	給排水設備	
28	給電設備	給排水設備	
29	給電設備	給排水設備	
30	給電設備	給排水設備	
31	給電設備	給排水設備	
32	給電設備	給排水設備	
33	給電設備	給排水設備	
34	給電設備	給排水設備	
35	給電設備	給排水設備	
36	給電設備	給排水設備	
37	給電設備	給排水設備	
38	給電設備	給排水設備	
39	給電設備	給排水設備	
40	給電設備	給排水設備	
41	給電設備	給排水設備	
42	給電設備	給排水設備	
43	給電設備	給排水設備	
44	給電設備	給排水設備	
45	給電設備	給排水設備	
46	給電設備	給排水設備	
47	給電設備	給排水設備	
48	給電設備	給排水設備	
49	給電設備	給排水設備	
50	給電設備	給排水設備	
51	給電設備	給排水設備	
52	給電設備	給排水設備	
53	給電設備	給排水設備	
54	給電設備	給排水設備	
55	給電設備	給排水設備	
56	給電設備	給排水設備	
57	給電設備	給排水設備	
58	給電設備	給排水設備	
59	給電設備	給排水設備	
60	給電設備	給排水設備	
61	給電設備	給排水設備	
62	給電設備	給排水設備	
63	給電設備	給排水設備	
64	給電設備	給排水設備	
65	給電設備	給排水設備	
66	給電設備	給排水設備	
67	給電設備	給排水設備	
68	給電設備	給排水設備	
69	給電設備	給排水設備	
70	給電設備	給排水設備	
71	給電設備	給排水設備	
72	給電設備	給排水設備	
73	給電設備	給排水設備	
74	給電設備	給排水設備	
75	給電設備	給排水設備	
76	給電設備	給排水設備	
77	給電設備	給排水設備	
78	給電設備	給排水設備	
79	給電設備	給排水設備	
80	給電設備	給排水設備	
81	給電設備	給排水設備	
82	給電設備	給排水設備	
83	給電設備	給排水設備	
84	給電設備	給排水設備	
85	給電設備	給排水設備	
86	給電設備	給排水設備	
87	給電設備	給排水設備	
88	給電設備	給排水設備	
89	給電設備	給排水設備	
90	給電設備	給排水設備	
91	給電設備	給排水設備	
92	給電設備	給排水設備	
93	給電設備	給排水設備	
94	給電設備	給排水設備	
95	給電設備	給排水設備	
96	給電設備	給排水設備	
97	給電設備	給排水設備	
98	給電設備	給排水設備	
99	給電設備	給排水設備	
100	給電設備	給排水設備	

概算計算式（面積比率法）による部位熱貫流率-2

仕舞番号

部位の名称

熱貫流率
 $W/(m^2 \cdot K)$

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

copyright © 2021 hyosakyokai all right reserved

ver. 2.4

住宅の外気平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷期・暖期）計算書

・ H28年省エネルギー基準に基づく（木造戸建て住宅）

1) 基本情報の入力

住宅の名称

住宅の所在地

住宅の規模

2) 計算結果

外皮等面積の合計(ΣA)

外皮平均熱貫流率(U_a)

外皮平均熱貫流率(U_a)

3) 省エネルギー基準外気性能適合可否結果

外皮平均熱貫流率(U_a)

外皮平均熱貫流率(U_a)

注1 本計算シートの計算方法は、(国研)建築研究所が示す外気性能の計算方法を原則遵守し、

注2 内気計算シートAは、住宅の外壁の面する方位別のシートに入力してください。

注3 各シートの黄色部分に入力するか、あるいはドロップボックスから選択してください。

注4 各シートに入力する値は、メートル単位で入力して下さい。

注5 本計算シートでは計算式の誤り防止のため、シートを保護しています。

注6 採算の仕様、ガラスの仕様および付属部材の組み合わせに応じた日射熱取得率を算入

© 2022 hyosakyokai All right reserved

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1) 住宅タイプの名称(建て方)

(2) 入力値

(3) 住宅の性能

(4) 床面積

(5) 地域区分/年間の日照時間区分

(6) 一次エネルギー消費量(1戸当たり)

(7) 合計

QRCコードは自動管理のために利用します。

QRコード

XML ID: 3ef216ed-a76c-406a-90d0-90d0-90d0

Version: 3.9.0

1 / 6

2025/10/03 16:17:51

資料等

備機器一覧表

適用
0000000000

申請書類〈一例〉

申請用書類

- ・ 計画書
- ・ 設計内容説明書
- ・ 委任状 兼 同意書

計算書

- ・ 拾い図
- ・ 部位U値計算書
- ・ 外皮・ η 値計算書
- ・ 一次エネルギー計算書

資料等

備機器一覧表

ver.2.0(2021)

部位U値計算シート〈部位〉の熱貫流率【木造用】

ver. 2.4

住宅の外気平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷期・暖期）計算書
・ H28年省エネルギー基準に基づく（木造戸建て住宅）

1) 基本情報の入力

住宅の名称	
住宅の所在地	(地域区分)
住宅の規模	地上 階、地下 階

2) 計算結果

外気平均熱貫流率	0.14	外気平均日射熱取得率	0.14
外気平均熱貫流率	0.14	外気平均日射熱取得率	0.14

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

1. 住宅タイプの設計一次エネルギー消費量

設計一次[MJ]	19922	基準一次[MJ]	18895
設計一次[MJ]	2139	基準一次[MJ]	2094
設計一次[MJ]	5939	基準一次[MJ]	4542
設計一次[MJ]	24260	基準一次[MJ]	27810
設計一次[MJ]	5212	基準一次[MJ]	10763
設計一次[MJ]	21241	基準一次[MJ]	21241
設計一次[MJ]	78713	基準一次[MJ]	85343
設計一次[MJ]	78713	基準一次[MJ]	85343

QRコードは自動管理のために貼ります。

QRコード

Version: 3.9.0

1 / 6

2025/10/03 16:17:51

省エネ適判で提出する一次エネルギー計算書は
計算結果 PDF を「省エネ計算結果登録システム」
にアップロードして取得した、適判用と刻印された
計算結果が原則として必要

省エネ計算結果登録システム

